

令和7年度 部活動規約

京都市立加茂川中学校

1. ねらい

- 自主的・自治的な活動や集団を通して、規則を守り、責任を重んじ、社会人としてふさわしい資質を育てる。
- 友情を深め個性を伸張し、心身の健康を増進させる。
- 生徒相互・顧問と生徒の好ましい人間関係を育てる。

2. 部活動の位置づけ

- 部活動は、本校の教職員と生徒とで活動するものであり、学校教育活動の一環として考え、生徒活動の一内容として位置づける。

3. 部の成立

- 部員と顧問がいる場合は部として成立する。ただし、部員数が少ない場合、または顧問数不足の場合はその都度、職員会議で教職員が協議をする。
(※部員数が少ない場合とは、部活動に支障をきたす場合をさす)

4. 活動期間

- 毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、1年ごとに新しく組織する。

5. 入退部

- 【入部】1年生は4月当初の部活動オリエンテーション後、1週間程度を体験入部とし、部活動集会を経て本入部とする。(年度途中の変更は認めるが、3年間続けられる部を選び入部すること。) 2・3年生は、期日までに提出すること。
- 【退部】退部する場合、①退部届けを担当から貰う。②退部届けを顧問に提出。

6. 部活終了・下校時間について

- 下校時間は、通年午後5時とする。
- 活動は、下校時刻の15分前に終了すること。
- 土日祝および休業期間中の部活動の完全下校は午後5時とする。
- 下校時の服装は部活着を認める。

7. 活動条件

- 部活動ガイドラインに則り、平日に1日、土日のどちらか1日(試合等ある場合は翌日)に休みを取る。職員会議・研修会等を部活動停止日とする。(原則木曜日)
- 平日は原則として顧問・部活動指導員の現場指導、もしくは顧問が校内にいる場合のみ活動できる。(顧問が校内に不在の場合でも管理職の活動許可があれば活動できる)
- 土日祝、休暇中の活動については、必ず顧問が現場指導をおこなうこと。
- 校舎内でのトレーニングは、活動場所が限られるので、使用する際にはその日の昼休みまでに職員室前のホワイトボードを活用するなど、各部顧問間の相談の上で使用する。
- ミーティングなどで教室を使用する際には、割り当てられた教室(別紙参照)を使用すること。また、使用した際には必ず清掃をし、教室の美化を心がけること。
- 定期考査の1週間前より活動を停止する。ただし、公式戦・公式行事2週間前の場合は管理職・部活動係に申し出た上で活動できる。その時は、全教職員に職朝などで了解を得ること。(※細則…定期考査1週間前の活動については、試験に支障をきたさない上で、試合でけがをしないことを練習の目的とし、1時間以内で終えることとする。また、試験前日及び当日(最終日を除く))

は原則として行わない。

8. その他

○朝練習は認めていない

○午前中で授業が終了する日の昼食は、活動場所・割り当てられたミーティングルームを使用してまとめて食べる。その際、教室の戸締りや机・椅子などの整理整頓を、責任をもって行い、ごみは各自で持ち帰ること。

○午前中で授業が終了する日の昼食を、生徒が校外へ買いに行くことは禁止とする。万が一忘れた場合は、自宅に食べに帰らせる、もしくは顧問が買いに行くこと。

○体育館は体育館シューズなど専用のものを使用する。

○体育館や校舎・教室・特別教室を使用後は、清掃・戸締りを必ず行うこと。

(顧問が最終確認を行う)

○体育館の上窓の開け閉めなど上での作業は必ず教員で行う。

○部活動で使用した用具などは、しっかり片付けさせる。

『活動停止日』

◎定期考査 1 週間前から終了日前日まで

◎学校閉鎖日（原則、遠征・合宿なども含む）

◎入学式・卒業式・体育大会当日

◎年度当初の会議等，行事予定で定められた日

◎光化学注意報発令日・その他、学校体制・気象条件等で活動困難と判断した日

※尚、特別な配慮を要すると教職員が判断した場合は活動可能とする。